



本市では、多様な世代が暮らし、魅力と活気あふれる拠点区域への居住促進制度などを設けています。

1 家賃補助制度

ID 1015797

▼内容 居住誘導区域(*)の民間賃貸住宅に新たに転入する若年夫婦・子育て世帯(市外からの転入世帯に限る)、新卒採用者、結婚希望の女性向けに家賃を補助。

▼補助額 市内在住の人は最大6万円、市外在住の人は最大12万円。各種条件に基づくポイント加算方式による給付。1世帯1回のみ。

2 住宅取得補助制度

ID 1015795

▼内容 居住誘導区域内に新たに住宅を取得し、転入、転居する世帯に住宅取得費用の一部を補助。

▼補助額 市内在住の人は最大30万円、市外在住の人は最大60万円。各種条件に基づくポイント加算方式による給付。1世帯1回のみ。

3 住宅改修補助制度

ID 1005658

▼内容 バリアフリー改修など住宅の性能、機能を向上させる改修工事や、多世帯同居のための設備増設工事、多子世帯・地域活用に向けた間取り改修工事費用を補助。

▼補助額 対象工事費の10%(最大10万円)。1住宅1回のみ。

■その他 所得制限・転居内容など、条件があります。

申し込み方法など、詳しくは、市庁舎をご覧ください。住宅課 ☎(632)2735へお問い合わせください。

*居住誘導区域 本市が目指すネットワーク型コンパクトシティ実現のために、「宇都宮市立地適正化計画」によって定められたエリア。